

GLOBALG.A.P.一般規則

個別生産者に関する規則

日本語版 6.0_2024 年 8 月（疑義が生じた場合は英語版を優先します。）

公開日:2025 年 4 月 2 日

発効日:2024 年 8 月 6 日

第 5.2 版から置き換え:2024 年 1 月 1 日

第 5.4-1 版 GFS から置き換え:2025 年 1 月 1 日

目次

1	はじめに.....	3
2	用語.....	4
2.1	規範および義務文書	5
2.2	規範および義務文書の管理.....	5
3	認証オプション	6
3.1	オプション 1 および 3 – 個別認証	6
3.2	オプション 2 および 4 – グループ認証.....	6
4	個別生産者の要求事項.....	6
4.1	適法性.....	6
5	CB への登録.....	7
5.1	スコープ	7
5.2	登録プロセス.....	7
6	監査プロセス	10
6.1	自己評価	10
6.2	CB 審査	10
6.3	CB による初回審査および後続審査	11
7	認証プロセス	12
7.1	GLOBALG.A.P.認証の取得要求事項	12
7.2	GLOBALG.A.P.認証	14
7.3	認証有効期限の延長.....	14
7.4	GLOBALG.A.P.認証の維持に関する要求事項.....	15
8	IFA 規格 V6 GFS 版の追加要求事項.....	18
8.1	追加	18
8.2	置き換えが必要な要求事項	18

1 はじめに

この文書は、GLOBALG.A.P.一般規則(GR)の一部であり、総合農場保証規格第6版 Smart版(IFA規格第6版 Smart)、総合農場保証規格第6版 GFS版(IFA規格第6版 GFS)、「Harmonized Produce Safety Standard」(HPSS、統一生産物安全規格)、および「Produce Handling Assurance」(PHA規格、生産物取扱保証規格)規格に適用されます。

本書に記載されている規則は、品質マネジメントシステム(QMS)を実施していない個別生産者を対象にしています。個別生産者は、複数の生産サイト(マルチサイト)を持つ場合と持たない場合があります。

ベンチマークスキーム/チェックリストに関する規則については、GLOBALG.A.P.のベンチマーキング規則に説明されています。

「shall(～するものとする、～しなければならない)」という単語は、すべての GLOBALG.A.P.の規範文書において、必須規定を示すために使用されています。

原則と基準(P&C)に関連する法令の要求事項が GLOBALG.A.P.要求事項より厳しい場合は、法令を適用します。法令がない(または法令が厳しくない)場合、GLOBALG.A.P.要求事項が最低限の許容可能な適合レベルとなります。全ての適用法令に対する適合自体は認証の条件ではありません。GLOBALG.A.P.が承認した認証機関(CB)が実施する審査は、法令順守強化のための公的機関の責任を代行するものではありません。特定の原則と基準に関連する法令が存在しても、その原則と基準のレベルが「上位の義務」になるわけではありません。原則と基準のレベルは、承認されて GLOBALG.A.P.のウェブサイト(www.globalgap.org)で公開されている原則と基準の文書およびチェックリストで定めるものから変更されることはありません。

GLOBALG.A.P.一般規則および原則と基準で使用される用語の定義は、GLOBALG.A.P.用語集に記載されています。

原則と基準で参照している別紙は、ガイドラインとして扱います。原則と基準で参照されるガイドラインは、要求事項に適合するための生産者向けの指針であり、規範文書ではありません。

GLOBALG.A.P.のウェブサイト(www.globalgap.org)で公開されている GLOBALG.A.P.生産物リストに含まれる生産物だけを認証登録することができます。GLOBALG.A.P.生産物リストは限定的なものでなく、要望に応じて品目を追加することが可能です。生産物リストに新しい品目の追加を希望する場合は、次の情報とともに、standard_support@globalgap.org までメールでリクエストすることができます：

- a) 品目名
- b) 学名
- c) その他補足情報(例：栽培、用途、別名、写真など)。ウェブサイトのリンクを提供することもできます。

GLOBALG.A.P.が承認した CB または検証機関(VB)は、生産者が適用法令を順守しているかどうかに関して、何ら責任を負うものではありません。CB(または VB)が実施した審査、評価、認証、あるいは FoodPLUS GmbH または CB(もしくは VB)が講じたその他のいかなる措置も、GLOBALG.A.P.の原則と基準への適合性のみを認証することを目的とするものであって、生産者の法令順守を認証することを目的とするものではありません。

GLOBALG.A.P.が承認した CB(または VB)は、次の各項について保証し責任を負うものではなく、したがって法的な責任を負うものでもありません:

- a) GLOBALG.A.P.規格に基づいて認証された生産プロセスに由来する生産物の安全性
- b) GLOBALG.A.P.の ITシステムにあるデータの正確性および完全性(GLOBALG.A.P.が承認した CB(または VB)が入力したデータであっても)
- c) 適用される法令、その他の規格、または生産者が選択、適用した GLOBALG.A.P. 規格を使用したベストプラクティスに対する違反

GLOBALG.A.P. 規格の選択と適用は、それぞれの生産者の単独の裁量および責任とします。GLOBALG.A.P.規格が、生産者のプロセスに適し、生産者や任意の第三者に対して悪影響(特に損害)を引き起こさないことを確認するのは、生産者の責任となります。

したがって、FoodPLUS GmbH、その雇用者、およびその代行者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、GLOBALG.A.P.規格への適合、FoodPLUS GmbH、またはその雇用者もしくは代行者の事務作業、あるいはかかる GLOBALG.A.P.規格に関連したそれぞれの義務の履行に起因する理由によって生産者が負う、または生産者に対して生じたいかなる性質の損失、課金、損害、負債、出費、経費(結果としての損失も含む)の責任を負うことはできません。ただし、かかる損失、課金、損害、負債、出費、経費が、最終的かつ法的に、この者の重大な過失または意図的な不履行に起因する場合を除きます(なお、この制限事項は、請求の独立した根拠にはなりません)。

2 用語

ISO 17065 の用語によると、監査/監査員(審査/審査員)という用語はマネジメントシステムの評価に使用され、検査/検査員という用語はプロセス評価に使用することが勧められます。平易化のため、本書では一部の用語を次のように使用します:

- 「CB 審査員」という用語が使用される場合は、CB の農場審査員または CB の QMS 審査員を指すものとします。
- 「CB 審査」という用語が使用される場合は、CB による農場審査または CB による QMS 審査を指すものとします。
- 「内部監査員」という用語が使用される場合は、内部農場監査員または内部 QMS 監査員を指すものとします。
- 「内部監査」という用語が使用される場合は、内部農場監査または内部 QMS 監査を指すものとします。
- 「生産者」という用語が使用される場合は、生産プロセスおよびそれらの者または事業体によって販売される、該当する認証範囲(スコープ)の生産物について法的責任を負う者(個人)または事業体(企業、個別生産者、あるいは生産者グループ)を指すものとします。
- 「認証生産者」および「認証生産サイト」という用語が使用されています。この場合、生産者と生産サイトは認証されていませんが、それぞれの生産プロセスが認証されています。
- 「認証生産物」は、認証生産プロセスに由来する生産物を指します。

2.1 規範および義務文書

次の規範文書（および規範または義務として公開されたその他すべての文書）は、すべての申請者（認証を申請している生産者）および GLOBALG.A.P. 認証保有者に関係します：

- a) GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約：CB と生産者との契約書。GLOBALG.A.P. 認証を取得するための法的枠組みを定めるものです。
- b) GLOBALG.A.P. ライセンスおよび認証契約：CB と GLOBALG.A.P. すなわち FoodPLUS GmbH との契約書。
- c) GLOBALG.A.P. 原則と基準 (P&C)：生産者の適合要求事項を定める文書。

注：原則と基準で参照されるガイドラインは、要求事項に適合するための生産者向けの指針であり、規範文書ではありません。

- d) GLOBALG.A.P. のチェックリスト：
 - 農場監査用
 - QMS 監査用（生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者の要求事項）
- e) 国別解釈ガイドライン (NIG)：該当する国に対して原則と基準を明確化し、適応させるガイドライン。それぞれの技術委員会によって承認された国においてのみ入手可能です。国別解釈ガイドラインは、承認、公開されると、直ちに使用が義務付けられます。
- f) GLOBALG.A.P. 一般規則 (GR、本書および付属の各パートから構成される。例：生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者に関する規則、CB に関する規則など)：認証プロセスがどのように機能するかを定めるほか、品質マネジメントシステムおよび関連する問題に関する要求事項について定義している規則
- g) GLOBALG.A.P. スコープ別規則（例：耕種作物スコープに関する規則、水産養殖スコープに関する規則など）：認証プロセスが、特定のスコープごとにどのように機能するかを定める規則。
- h) GLOBALG.A.P. 事務局によって発行され、GLOBALG.A.P. のウェブサイト (www.globalgap.org) で公開される技術的なニュースおよび規範の更新。

2.2 規範および義務文書の管理

- a) すべての規範文書の最新バージョンは、GLOBALG.A.P. のウェブサイト (www.globalgap.org) から無料でダウンロードすることができます。
- b) 言語：オリジナル文書は英語で書かれています。規範文書は、特定の言語に翻訳され、GLOBALG.A.P. のウェブサイトで公開されます。いったん公開されると、これらの公式 GLOBALG.A.P. 文書は、その言語での認証に使用しなければならない唯一の文書となります。翻訳で相違がある場合には、英語版が優先するものとします。
- c) 文書の変更：
 - 1. 規範文書は、固有の文書コード、バージョン番号、および日付によって識別されます。
 - 2. バージョン名内の日付は、文書の発行日を示しています。
 - 3. バージョン番号：1 桁目の数字の変更（例：5.0 から 6.0 への変更）は、要求事項における変更、すなわちバージョン変更を示しています。2 桁目の数字の変更（例：6.0 から 6.1 への変更）は、バージョン更新を示しています。その他の桁の数字の変更（例：6.0 から 6.0-1 への変更）は、エディション更新を示しています。

4. 更新は、一般規則および原則と基準の文書で個別に行うことができます。
5. すべてのバージョンおよびエディションの変更と更新について顧客に知らせるのは、CBの責務です。
6. バージョン更新およびエディション更新は、文書の最後にある改訂履歴に要約が記載されます。バージョン変更は、要約が別途公開されます。

3 認証オプション

どの規則が適用されるかを決定するには、次のオプションのうち 1 つを選択しなければなりません：

3.1 オプション 1 および 3 – 個別認証

3.1.1 単一サイトの生産者

- a) 個別生産者(単一の法人)が、GLOBALG.A.P.規格(オプション 1)またはベンチマークスキーム/チェックリスト(オプション 3)に従って認証を申請します。
- b) 個別生産者は認証されると、認証保有者となります。

3.1.2 QMS を持たないマルチサイト生産者

- a) 個別生産者または 1 つの組織が、個別の法人として機能しない複数の生産サイトを所有している場合がこれにあたります。個別生産者は認証されると、認証保有者となります。

3.1.3 QMS を有するマルチサイト生産者

- a) 個別生産者または 1 つの組織が、個別の法人として機能しない、QMS で管理された複数の生産サイトを所有している場合がこれにあたります。個別生産者は認証されると、認証保有者となります。
- b) この場合、「GLOBALG.A.P.一般規則 – 生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者に関する規則」で定められた一般規則が適用されるものとします。

3.2 オプション 2 および 4 – グループ認証

- a) 生産者グループが、GLOBALG.A.P.規格(オプション 2)またはベンチマークスキーム/チェックリスト(オプション 4)に従ってグループ認証を申請します。
- b) 法人としてのグループは、認証されると認証保有者となります。

グループは、QMS を実施するとともに「GLOBALG.A.P.一般規則 – 生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者に関する規則」に定められている規則に適合するものとします。

4 個別生産者の要求事項

4.1 適法性

- a) すべての生産サイトは、法人の直接管理下で所有または賃借されているものとします。
- b) 法人が生産サイトを所有していない場合、サイト所有者と契約が締結されているものとします。この契約書には、サイト所有者が貸し出しているサイトでの生産活動について、サイト所有者にはいかなる責任、および介入または意思決定権がないことを明確に示す文言を含んでいる

こととします。各生産サイトの所有者と法人との間で、次の構成要素を含む、書面による有効な契約が締結されていなければなりません：

- 認証保有者の氏名および法的身分証明
 - 生産サイト所有者の氏名および法的身分証明
 - 生産サイト所有者の連絡先住所
 - 個別生産サイトの詳細
 - 両当事者の代表者の署名
- c) すべての生産物取扱い単位 (PHU) が特定および登録されているものとします。
- d) 認証保有者は、生産物を市場に出すことを含むすべての登録された生産活動について法的責任を負います。

5 CB への登録

5.1 スコープ

GLOBALG.A.P. 認証のスクーブは、次を含みます：

- a) 一次農産物の管理された生産プロセス。このプロセスでは天然の水生生物/捕獲物、または山野で採集された植物は対象とされません。
- b) GLOBALG.A.P. 生産物リストに含まれている品目のみ。GLOBALG.A.P. のウェブサイト (www.globalgap.org) で公開されている GLOBALG.A.P. 生産物リストに含まれる生産物だけを認証登録することができます。GLOBALG.A.P. 生産物リストは限定的なものでなく、要望に応じて品目を追加することが可能です。
- c) 生産者自身が生産した生産物のみ。生産者は、自ら生産しない生産物の生産について認証を受けることができません。

5.2 登録プロセス

5.2.1 一般事項

- a) 申請者は、最初のステップとして、GLOBALG.A.P. が承認した CB を選ばなければなりません。承認済み、または暫定的に承認済みの CB の連絡先情報は、GLOBALG.A.P. のウェブサイト (www.globalgap.org) で入手可能です。選んだ CB が関連するスクーブについて承認されているかどうかは申請者の責任において確認します。
- b) 選ばれた CB は、GLOBALG.A.P. の IT システムへの申請者の登録、データ更新、および料金徴収について責任があります。
- c) GLOBALG.A.P. の IT システムに申請者を登録する前に、CB は、申請者が他の CB に既に登録されていないか、有効なステータスを持っていないか、または制裁を受けていないか確認しなければなりません。
- d) すべての CB には、GLOBALG.A.P. 事務局で必要な最低限の情報を含む申請フォームがあります。「GLOBALG.A.P. 登録データ要求事項」を参照してください。収集されたすべての情報は、CB による審査中に検証されるものとします。
- e) 登録することによって、生産者は認証要求事項に適合すること、データ更新の際は CB へ連絡すること、FoodPLUS GmbH および CB によって定められた該当する料金を支払うことを約束したことになります。関連する GLOBALG.A.P. の料金表を参照してください。

- f) この情報は、固有の GLOBALG.A.P.識別番号(13桁の数字に、適用される基準により決められた接頭辞を付加したもの)を申請者に付与するために GLOBALG.A.P.事務局により使用されます。これは、生産者が既にグローバルロケーションナンバー(GLN)を持っていない限り、GLOBALG.A.P.のすべての活動に固有の識別子として使用されます。
- g) 機密性、データ使用、およびデータ公開:
- (i) 登録中、申請者は、FoodPLUS GmbH/GLOBALG.A.P.事務局および CB が内部処理および制裁手続きに登録データを使用することについて、書面による許可を与えます。
 - (ii) GLOBALG.A.P.事務局および申請者が利用している CB は、GLOBALG.A.P.の IT システム内にあるすべてのデータを利用可能です。データは、内部プロセスおよび制裁手続きに使用することができます。
 - (iii) 最小限義務付けられるデータ公開レベルは、機密性およびデータ使用に関する追加情報とともに、GLOBALG.A.P.のデータアクセス規則で定義されています。
 - (iv) 申請者が最低限のデータ公開レベルに同意しない場合、申請者は GLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約に適合していないことになり、認証を受けることができません。
 - (v) GLOBALG.A.P.のデータアクセス規則で述べられている以外のデータは、申請者の書面による同意なしに、GLOBALG.A.P.事務局または CB によっていかなる部外者にも公開されることはありません。
- h) CB と生産者との間のサービス契約は、最長 4 年間を有効期限とし、その後の更新も 4年間を有効期限の上限とします。
- i) 表 1 登録
- 申請者にできること、できないことを以下に示します。

	できること	できないこと
複数 CB で同一の生産物を登録する		x
複数オプションで同一の生産物を登録する (個別生産者および生産者グループのメンバーとして)		x
異なる国にある生産サイトを登録する(例外は、GLOBALG.A.P.事務局が個々に認めた場合のみ)		x*
異なる規格の下で同一のまたは異なる生産物を登録する	x	
認証を得ようとしている生産の一部のプロセスのみを登録することを選択すること	x (PO**)	

*越境(国際)認証(ひとつの認証で複数の国における生産を対象とする)は、通常許可されません。ただし、例外が適用される場合があります。認証生産者が国#1 に所在しているが国#2 にサイトがある場合(所有および賃借)で、国#2 が同国に法人を設立しなくともこれを許可する場合、これらのサイトは国#1 の法人の下で認証を受けることができます。

法令により、国境からサイトまでの最小/最大距離が指定されている場合、この距離に適合しなければなりません。国#2 にあるサイトについては、国#2 の法令が適用されます(例: 農薬および特定防除資材の登録、農薬および特定防除資材の申請)。

異なる国にあるサイトは、実際には単一の生産サイトであっても、国ごとに少なくとも 1 つの異なるサイトとして登録しなければなりません。この場合(通常、越境認証の場合)、マルチサイト生産者とみなされます。

** (同一の生産物について) GLOBALG.A.P. 認証または非認証の生産プロセスに由来する生産物を同時に生産または所有するすべての生産者は、並行所有(PO)の登録を行わなければなりません。登録要求事項については、「GLOBALG.A.P. 一般規則 – 並行所有に関する規則」を参照してください。

- j) 登録を完了するには、申請者は以下の条件すべてを満たすものとします。
- (i) 必要なすべての情報が含まれている申請書を CB に提出する
 - (ii) CB と GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約 (GLOBALG.A.P. のウェブサイト (www.globalgap.org)) で入手可能) に署名すること、または、申請者が GLOBALG.A.P. のサブライセンスおよび認証契約を含む CB とのサービス契約書/合意書に署名し、これを受領していることを確認し、かつ CB が GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約の写しを申請者に渡している
 - (iii) 固有の GLOBALG.A.P. 識別番号を割り当てられている、または GLN を持っている
 - (iv) 最新の GLOBALG.A.P. の料金表で説明されているとおりに、GLOBALG.A.P. の手数料を支払うことに書面で同意している
 - (v) 生産者は、「GLOBALG.A.P. 商標の使用: 方針と指針」文書の規則に従って、GLOBALG.A.P. 認証取得を標榜しなければならないこと。

5.2.2 新規登録

- a) 初めての登録の場合、CB は申請を確認し、申請の受領完了から 28 暦日以内に申請者に固有の GLOBALG.A.P. 識別番号を提供するものとします。
- b) 登録プロセスは、CB による審査が実施される前に完了していなければなりません。

5.2.3 新しい CB への登録(移行)

- a) 既に登録されている生産者が、異なる生産物を登録するために CB を変更または新しい CB に申請する場合、生産者は、以前割り当てられた固有の GLOBALG.A.P. 識別番号を新しい CB に連絡しなければなりません。これを怠ると、個別生産者に 200 ユーロの追加料金が発生します。
- b) 元の CB が対応している不順守を解消するまで、制裁対象とされている生産者は CB を変更することができません。

登録プロセスは、CB による審査が実施される前に完了していなければなりません。

6 監査プロセス

認証を取得するためには、生産者は、自己評価を実施するとともに、選択した CB による審査を受けなければなりません。

	初回および後続年
生産者による自己評価	1. スコープ全体（登録済みのすべての生産物、サイト、PHU）、毎年
CB による審査	1. 初回審査：スコープ全体（のすべての登録済み生産物、サイト、PHU）－ 事前通知 2. 後続審査：スコープ全体（すべての登録済み生産物、サイト、PHU）－ 事前通知（ただし、10%の確率で抜き打ち）

6.1 自己評価

- a) 自己評価は、次のように実施します。
 - (i) 該当する原則と基準の要求事項への適合を検証するために、認証スコープの下で登録されたすべての生産サイト、生産物、およびプロセスを対象とする
 - (ii) 生産者によって、またはその責任の下で実施する
 - (iii) 毎年、CB 審査の前に実施する
- b) 完了した自己評価チェックリストは、次のようになっているものとします。
 - (i) レビューのために、いつでもオンサイトで閲覧できる
 - (ii) すべての適用除外および不適合の上位の義務および下位の義務の原則と基準について観察された証拠のコメントを含んでいる。推奨事項については、適用除外であるか不適合であるかを問わず、コメントは必要ありません。

6.2 CB 審査

CB 審査（事前通知および抜き打ち）は、特定のスコープについて承認された CB 審査員によって実施されるものとします。

- a) CB 審査員は、適用されるスコープの完全なチェックリストを使用して審査を実施するものとします。
- b) CB 審査は、次の各項を対象としなければなりません。
 - 登録されたすべての生産物および生産プロセス
 - 登録されたすべての生産サイト
 - 登録されたすべての PHU
 - 該当する場合、事務所

6.2.1 CB による事前通知審査

各生産者は、初回審査で 1 回、その後 1 年に 1 回の CB による事前通知審査を受けなければなりません。

6.2.2 CB による抜き打ち審査

- a) 生産者は、[第 6.3.2 項 c\)](#)および [d\)](#)に記載されているとおり、CB 審査の期間中に、10%の確率で CB による抜き打ち後続審査を受けます。
- b) 登録中、生産者は、CB による抜き打ち審査に応じられない日を最大 15 日まで指定することができます。
- c) CB による抜き打ち審査は、48 時間(2 営業日)より前に通知されることはありません。CB から提示された日付を生産者が受け入れることが不可能(健康上の、またはその他の正当な理由により)な場合は例外的に、生産者には、もう一度 CB による抜き打ち審査を通知される機会があります。ただし、正当性を示すことができる客観的な証拠(例: 診断書など)を用意しなければなりません。正当な理由の証拠がない場合、生産者は CB による抜き打ち審査を受け入れるか、認証を一時停止しなければなりません。生産者は、その拒否が正当なものであるか否かを問わず、最初に提示された日付を受け入れなかった場合、書面による警告を受けるものとします。生産者は、新たな CB による抜き打ち審査について、別途 48 時間以内の通知を受け取ることになります。その CB による審査が実施できなかった場合、すべての生産物について一時停止(つまり、認証の一時停止)が出されます。CB による抜き打ち審査が実施されると、一時停止は解除されます。

6.2.3 オフサイトおよびオンサイト段階

- a) CB は、CB による事前通知審査(初回および後続の両方)を 2 つのステージに分割することができますが、同じ審査員が審査を実施するものとします。
 - (i) オフサイトステージ これは、CB 審査の前にその CB 審査員に送付された書類の机上レビューで構成され、監査対象書類には、自己評価、リスク評価、さまざまな原則と基準で要求される手順、獣医療計画(該当する場合)、分析プログラム(頻度、パラメーター、場所)、分析報告書、ライセンス、使用薬剤のリスト(該当する場合)、使用農薬および特定防除資材のリスト(該当する場合)、試験所認定の証拠、外部委託された活動の証明書または評価報告書、農薬および特定防除資材/肥料/薬剤の施用記録などが含まれます。オフサイト段階は、オンサイト段階の 4 週間前までに実施しなければなりません。面談または CB によるサイトや施設のリモート審査により文書の裏付けをとることができます。
 - (ii) オンサイトステージ:これは、チェックリストの残りの内容、生産プロセス、およびオフサイトで既に確認された情報の検証といったオンサイトでの CB 審査で構成されます。
- b) CB は、これを顧客にオプションとして提供しなければなりません
- c) 2 段階による審査は、その利用について各生産者と相互に合意するものとします。
- d) このオプションにより CB 審査の全体的な時間(オフサイトおよびオンサイトステージ)が短縮されることはありません。
- e) 必要書類が機密であるとみなされる場合、生産者には、CB にそれらを送付しない権利があります。この場合、オンサイトステージでその情報を閲覧できなければなりません。

6.3 CB による初回審査および後続審査

6.3.1 CB による初回審査

このセクションは、次の生産者に対して適用されます。

- 初めての GLOBALG.A.P. 認証取得を目指している生産者

- 新しい生産物を既存の GLOBALG.A.P. 認証に追加したい生産者
- 生産者グループメンバーから個別生産者にステータスを変更する生産者

生産者が、ある CB から別の CB へ、または GLOBALG.A.P. 基準からベンチマークスキーム/チェックリスト(またはその逆)に変更する場合、CB による初回審査ではなく CB による後続審査とみなされます。CB による初回審査では、次の要求事項を満たさなければなりません。

- a) CB が生産者の登録を受理するまで、CB による審査は実施できません。
- b) 認証書が発行される前に、認証スコープ全体について審査が実施されなければなりません。
- c) 生産プロセスで該当するすべての原則と基準が審査を受けるまで、生産物を認証に含めてはなりません(すなわち、将来の生産プロセスを認証することはできません)。
- d) 生産者は、登録日から CB による初回審査まで、あるいは初回審査前の少なくとも3か月のうち、いずれか長い方の期間の記録を備えているものとします。
- e) CB に登録する前に既に収穫/屠殺/処理された生産物は認証に含めることができません。
- f) 生産者が CB に登録する前の収穫または生産物の取り扱いに関連する記録は無効です。

6.3.2 CB による後続審査

- a) 毎年、認証書が発行される前に、認証スコープ全体について CB 審査が実施されなければなりません。
- b) これは、生産者が CB を変更する場合にも適用されます。
- c) CB による後続審査では、認証を保有する QMS を持たない個別生産者の 10%に抜き打ち審査が実施されるものとします。
- d) CB による後続審査は、8 か月間にわたる審査可能期間中にいつでも実施することができます。認証書の元の有効期限の 4 か月前から、(CB が GLOBALG.A.P. の IT システムにおいて認証書の有効性を延長する場合のみ) 認証書の元の有効期限の最大 4 か月後まで(第 7.3 項「[認証有効期限の延長](#)」を参照)。

例: 最初の認証日: 2021 年 2 月 14 日(有効期限 2022 年 2 月 13 日)。2 回目の CB 審査は、有効期限が切れる前に認証の有効期限を延長する場合、2021 年 10 月 14 日から 2022 年 6 月 13 日までのいつでも実施できます。
- e) 2 回の再認証審査の間に、最低 6 か月の間隔があるものとします。
- f) CB が GLOBALG.A.P. の IT システムに生産者を登録するまで、CB 審査を実施することはできません。登録は、CB による後続審査の日までに完了していなければなりません。

7 認証プロセス

7.1 GLOBALG.A.P. 認証の取得要求事項

7.1.1 認証規則

GLOBALG.A.P. 認証を取得するためには、次のことが求められます。

- b) 3種類の原則と基準から成る規范文書: 上位の義務、下位の義務、および推奨事項。
- **上位の義務:** 該当するすべての上位の義務の原則と基準に 100%適合することが義務付けられています。
 - **下位の義務:** 該当するすべての下位の義務の原則と基準に 95%適合することが義務付けられます。
 - **推奨事項:** 最低適合率は求められていません。
- c) 生産者は、署名した契約の内容に適合しなければなりません(現行の GLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約および CB とのサービス契約)。
- d) 生産者は、現行の GLOBALG.A.P.一般規則で定められている要求事項に適合しなければなりません。

7.1.2 下位の義務の適合数の算出

- a) 下位の義務の不適合の最大許容数は、次の式で算出できます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{(すべての)} \\ \text{下位の義務の原則} \\ \text{と基準の数} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(適用除外の)} \\ \text{下位の義務の原則} \\ \text{と基準の数} \end{array} \right] \times 5\% = \begin{array}{c} \text{(下位の義務の原則と} \\ \text{基準の許容される不} \\ \text{適合数)} \end{array}$$

例: (下位の義務の原則と基準の数 67 – 下位の義務の原則と基準の適用除外数 17) × 0.05 = 50 × 0.05 = 2.5

この例では、下位の義務の原則と基準の許容される不適合数は 2.5 ですが、小数点以下は切り捨てるとして 2 とします。したがって、この生産者には、下位の義務の原則と基準に対して 2 件までの不適合が許容されます。

該当する原則と基準の下位の義務 50 – 下位の義務の原則と基準の不適合数 2 = 48。これにより適合率は 96%になりますが、仮に 2.5 を 3 に切り上げると、適合率は 94%になり、認証規則に不適合となります。

注: 例えば、94.8%の適合率を 95%に切り上げることはできません(合格基準の割合)。

- b) 適合性(または不適合性)を示す計算は、すべての自己評価および CB 審査の後、閲覧可能にしておかなければなりません。
- c) QMSを持たないマルチサイト生産者の場合、適合率は 1つのチェックリストの法人全体について算出します。すべてのサイトに共通して適用される原則と基準は、すべてのサイトについて考慮する必要があります。

7.1.3 認証判定

- a) CB は、未解決の不順守が解決してから最長 28 暦日以内に認証判定を行うものとします(合計で 28 日+28 日、つまり、CB 審査のクロージングミーティングから 56 暦日)。CB による審査中に不順守が検出されない場合、それは、CB による審査のクロージングミーティングから 28 日以内に CB が判定しなければならないことを意味します。
- b) CB は、生産者に対して審査報告書を発行しなければなりません(「GLOBALG.A.P.一般規則 – 認証機関に関する規則」を参照)。生産者は、CB 審査のクロージングミーティングで、監査結果に署名・確認しなければなりません(監査結果には、少なくとも CB 審査の日付および所要時間、CB 審査員の氏名、CB 審査のスコップ、監査を受けたサイトと施設、各レベルの原則と基準の適合率(%)の結果、所見リストを含めます)。

- c) また、生産者が要求した場合、CB は、認証判定から 5 営業日以内に、完成した審査チェックリストを含め、CB 審査の完全な報告書を提供しなければなりません。CB には、内部の技術レビューを通過する前に報告書を送付する義務はありません。自動的に生成された(チェックリストを含む)CB による審査報告書が GLOBALG.A.P.の IT システムから入手できる場合、この報告書を利用するものとします。
- d) (GLOBALG.A.P.の IT システムに登録されている)販売先国に米国および/またはカナダが含まれている場合、CB は、遅くとも認証判定までに、完成したチェックリストを含む CB の最終版の審査報告書を生産者に提供するものとします。
- e) CB に対するいかなる苦情または異議申し立ても、各 CB の苦情および訴えの手順に従います。その手順は、各 CB が定め、顧客に連絡するものとします。CB が適切に対応しなかった場合、その苦情について、GLOBALG.A.P.のウェブサイト(www.globalgap.org)で入手可能な GLOBALG.A.P.のインシデント/苦情フォームを使って GLOBALG.A.P.事務局に提出することができます。

7.2 GLOBALG.A.P.認証

- a) GLOBALG.A.P.認証は、法人に対してのみ発行することができます。
- b) 取引業者の名称を認証書に記載することは任意ですが、次の免責事項がある場合に限りです。「[取引業者名]を通じて独占的に取引することが可能。」
- c) 生産サイトが法人を変更する場合、認証をある法人から別の法人に移行することはできません。この場合、CB による後続審査の規則に従った完全な CB 審査が必要です。新しい法人は、新たに固有の GLOBALG.A.P.識別番号を受け取るものとします。
- d) 認証の有効期間は 12 か月ですが、適用される要求事項に従った制裁と延長の影響を受けることになります。
- e) CB は、GLOBALG.A.P.の IT システムが生成した GLOBALG.A.P.認証書を発行するものとします。
- f) スコープ別規則に記載されている CB 審査の時期に関する要求事項に従って CB 審査を実施できるように認証有効期限を変更する必要がある場合、CB は認証有効期限を短縮することができます。

7.3 認証有効期限の延長

- a) 認証の有効期限は、通常の 12 か月を超えて最大 4 か月間延長することができます。
- b) 認証の有効期限が満了している場合は、それ以上延長することはできません。
- c) 延長が認められた場合、次の認証のために GLOBALG.A.P.のシステム参加料金の全額を支払わなければなりません。
- d) 生産者は、延長期間中に再審査を受けなければなりません。
- e) 生産者は、延長が認められた後の認証のために CB を変更することはできません。
- f) 次の認証の有効期間は、通常の 12 か月の有効期間から延長された時間を除外して算出されるものとします。

7.4 GLOBALG.A.P.認証の維持に関する要求事項

- a) 生産者、申請された生産物、および該当するスコープに関する GLOBALG.A.P.の登録データ要求事項に従って要求されたすべてのデータの登録は、現在の認証有効期限が満了する前に CB が毎年確認するものとします。
- b) CB 審査員は、該当するスコープ全体について審査を毎年完了し、CB は、認証プロセスを毎年完了させなければなりません。

7.4.1 立証責任

- a) GLOBALG.A.P.認証保有者に関して、認証ステータスまたは GLOBALG.A.P.認証の主張に影響を与える可能性のある情報(例: 最大残留基準値の超過、微生物汚染)が GLOBALG.A.P.事務局に提出された場合、認証保有者および対応する CB は、該当する GLOBALG.A.P.基準への適合の証拠を検証し提供することによって、その意見に異議を申し立てる責任があります。
- b) CB は、苦情について調査するため追加の事前通知審査または抜き打ち審査もしくは現地訪問を実施することができます。
- c) CB は、決められた期限内に、所見および取られた措置を GLOBALG.A.P.事務局に報告しなければなりません。
- d) 認証保有者および対応する CB が、GLOBALG.A.P.事務局が決めた期限内に、要求された適合の証拠を提示しない場合、GLOBALG.A.P.一般規則に記載されている制裁手順に従って制裁を受けます。
- e) 証拠が試験所での分析を含む場合は、認定試験所(ISO/IEC 17025)と、独立したサンプリング(関連する原則と基準に定められた規則に従って)が使用されなければなりません。
- f) 認証保有者が、食品安全(つまり、集団食中毒の発生に関与している可能性)、働く人の福祉、環境保護、または動物福祉に関する苦情を受けている、または国内法または国際法を侵害したとして裁判中であるか裁判所によって判断され、これらの法的行動が FoodPLUS GmbH および/または GLOBALG.A.P.基準の評判と信頼性を危険にさらす可能性がある場合、認証保有者は、24 時間以内に CB に連絡しなければなりません。

7.4.2 不適合および不順守

- a) (原則と基準の)不適合: 関連する GLOBALG.A.P.のチェックリストにおける下位の義務または推奨事項が原則と基準に適合していない。
- b) (GLOBALG.A.P.の認証規則に対する)不順守: 認証を取得するために必要な GLOBALG.A.P.の規則に違反している(例: 1 つまたは複数の上位の義務に適合しない、または適用される下位の義務に対する不適合が 5%以上)。
- c) 契約上の不順守: GLOBALG.A.P.基準の要求事項に関して CB と生産者との間で結ばれた契約における違反。

例: 法的要求事項に適合しない生産物を含む取引、GLOBALG.A.P.の認証に関する生産者による誤った情報発信、GLOBALG.A.P.の商標の誤用、支払いが契約条件に従って行われていないなど。

7.4.3 制裁

- a) 不順守が検知された場合、CB はこのセクションで示すとおり、制裁(警告、一時停止、または取り消し)を適用するものとします。

- b) 生産者は、それぞれの制裁につながった不順守が適切に解消されるまで、CB を変更することができません。
- c) 制裁を出した CB だけが、(フォローアップの訪問、その他の書面、あるいは物的証拠のいずれかに基づく) 是正処置の十分かつ適切な証拠があれば、それを解除する権利があります。

7.4.3.1 警告

- a) 警告は、検出されたあらゆる種類の不順守(つまり、原則と基準、GLOBALG.A.P.一般規則、または契約要求事項などに対する不順守)に対して発行されます。
- b) 不順守が審査中に検出された場合、審査結果が確定した時に生産者に対し警告が出されるものとします。これは、CB の意思決定委員会によって覆される可能性がある暫定的な処分です。
- c) CBによる初回監査:
 - (i) 生産者が、CBによる初回審査から3か月以内に、適用される上位の義務の原則と基準に100%適合していない、該当する下位の義務の原則と基準の適合率が95%に達していない、およびすべての契約要求事項に適合していない場合、認証書が発行される前に、再度完全なCB審査が実施されなければなりません。
- d) CBによる後続審査:
 - (i) 不順守は、最長で28暦日以内に解決されるものとします。
 - (ii) 契約、GLOBALG.A.P.一般規則、上位の義務の原則と基準、および/または下位の義務の原則と基準の5%以上に不順守がある場合、CBは、認証を一時停止する前に、不順守を解消するためにどのくらいの時間を生産者に与えるかを決定しなければなりません。この期間は28日を超えてはならず、消費者、働く人、環境の安全、および動物福祉の観点から不順守の重要性に従って短縮することができます。
 - (iii) 食品安全、働く人、環境、消費者、動物福祉、および/または生産物の高潔性(つまり、非認証生産物を認証生産物として販売)に対する深刻な脅威が存在する場合、即刻一時停止が出されるものとします。これは、公式な一時停止書によって通告されます。

7.4.3.2 一時停止

- a) 警告の原因が規定の期間(最長28日)内に解消されない場合、CBによって、24時間以内に認証の一時停止が科されるものとします。
- b) 信頼できる政府の規制当局によって生産者と集団食中毒の間に明確な関連性が立証された場合、生産者の認証レビューが行われている間、CBによる認証の一時停止が科されるものとします。
- c) 生産者が国内法または国際法に違反していることが法廷で判定され、この訴訟が FoodPLUS GmbH および/または GLOBALG.A.P.規格の評判および信頼性を毀損する可能性がある場合、CBは直ちにこのCBの認証の一時停止を行うものとします。CBがこれを怠った場合、GLOBALG.A.P.は、認定機関に連絡のうえ、GLOBALG.A.P.のITシステムで認証が有効なものとして表示されないように認証ステータスを変更する権利を有します。この場合、CBはこの問題に対する責任を受け入れなければなりません。
- d) 一時停止を解除することができるのは、それを科したCBだけです。
- e) 一時停止は、認証の対象となっている生産物の1つ、複数、またはすべての品目に適用することができます。

- f) 生産者(単一またはマルチサイト)の1つの生産物の認証を部分的に一時停止することはできません(つまり、その生産物の認証全体が一時停止されるものとします)。
- g) 一時停止が適用された場合、CB は是正処置を行うための期間(12 か月以内)を設定するものとします。
- h) 一時停止の期間中、生産者は、GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証の使用、または一時停止対象の生産物に関して GLOBALG.A.P.に関連付けられるその他のあらゆる種類の標榜を行うことを禁止されます。
- i) 生産者から、定められた是正期限の前に不順守が解決されると CB に通知された場合、一時停止は、生産者によって提供された証拠の評価後に解除することができます。是正処置の評価は、オンサイトまたはオフサイトで実施することができます。これは、CB による完全な監査、または提出された証拠のみを対象とした評価とすることができます。
- j) CB が一時停止を解除するか契約取り消しを適用しない限り、一時停止は維持されます。
- k) 決められた期限までに一時停止の原因が解決されない場合、契約取り消しが適用されます。

7.4.3.3 自己申告による生産物の認証の一時停止

- a) 生産者は、(CB が既に制裁を科していない限り)自由意思により、CB に認証の対象となっている生産物の 1 つ、複数、またはすべての品目について一時停止を依頼することができます。これは、生産者が関連する GLOBALG.A.P.基準に適合することが困難で、不順守を解決するために時間が必要な場合に起こる可能性があります。
- b) この認証の一時停止に際して、更新日を遅らせることも、生産者が登録料およびその他の料金の支払いを避けることもできません。
- c) 不順守を解決するための期限は、該当する CB と合意のうえ、自己申告する生産者により設定されます。
- d) GLOBALG.A.P.の IT システム上で、該当する生産物のステータスを「自己申告による一時停止」としなければなりません。

7.4.4 取り消し

- a) 契約の取り消しは、次の 1 つまたは複数に該当する場合に発行されるものとします：
 - (i) CB が、GLOBALG.A.P.基準の要求事項への適合に対して不正行為および/または信頼を揺るがす証拠を見つけた場合。
 - (ii) CB が、生産者による GLOBALG.A.P.認証の標榜の誤用を示す証拠を見つけた場合。誤用の事例は、GLOBALG.A.P. Community メンバーに連絡することができます。
 - (iii) 生産者が、CB によって設定された一時停止期間が終わるまでに、有効な是正処置を講じた証拠を示すことができなかった場合。
- b) 契約の取り消しにより、(すべての生産物およびサイトについて)GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証書、あるいは GLOBALG.A.P.に関連付けられるあらゆる意匠や標榜の使用を全面的に禁止されることとなります。
- c) 契約を取り消された生産者は、取り消し日から 12 か月以内は GLOBALG.A.P.の認証を受けることはできません。

8 IFA 規格 V6 GFS 版の追加要求事項

IFA 規格 v6 GFS 版では、追加要求事項が次のように適用されます。

8.1 追加

5.2 登録プロセス

5.2.4 GFSI 承認認証プログラムを切り替える生産者

CB は、GFSI(世界食品安全イニシアチブ)により承認されたいずれかの認証プログラムから GFSI により承認された GLOBALG.A.P.規格に切り替える生産者に対して、リスク評価を実施するものとします。このリスク評価は、次の観点を考慮して実施するものとしますが、これに限定されません：

- 抜き打ち審査
- 一時停止
- 撤回
- 取り消しなどが、以前の GFSI 承認認証プログラムにより行われているかどうか

すべての場合において、GFSI により承認されたいずれかの認証プログラムから GFSI により承認された GLOBALG.A.P.規格に切り替える生産者の審査は、必ず初回審査とみなし、後続(再認証)審査とみなさないものとします。

8.2 置き換えが必要な要求事項

次の要求事項は、示されたセクションで置き換わるものとします。

6.2.2 CB による抜き打ち審査

第 6.2.2 項 c)は、次の要求事項に置き換わるものとします。

- c) CB による審査が実施される前に、申請者への通知はされません。

提示された日付を生産者が受け入れることが不可能(健康上の、またはその他の正当な理由により)な場合は例外的に、生産者には、もう一度抜き打ち審査を受ける機会があります。ただし、正当性を示すことができる客観的な証拠(例：診断書など)を用意しなければなりません。正当な理由の証拠がない場合、生産者は CB による抜き打ち審査を受け入れるか、認証を一時停止しなければなりません。生産者は、その拒否が正当なものであるか否かを問わず、最初に提示された日付を受け入れなかった場合、書面による警告を受けるものとします。生産者は、CB による抜き打ち審査をもう一度受けます。その審査が実施できなかった場合、すべての生産物について一時停止が出されます。CB による抜き打ち審査が実施されると、一時停止は解除されます。

7.1.3 認証判定

第 7.1.3 項 d)は、次の要求事項に置き換わるものとします：

- d) CB は、遅くとも認証判定までに、完成したチェックリストを含む最終版の審査報告書を、GFSI に承認された GLOBALG.A.P.規格に登録されている生産者に提供するものとします。

7.3 認証有効期限の延長

第 7.3 項 a)は、次の要求事項に置き換わるものとします：

- a) 認証の有効期限は、通常の 12 か月を超えて最大 4 か月間延長することができますが、これは正当な理由がある場合に限られ、その理由を記しなければなりません。延長が妥当であると認められるのは、次の理由に限られます：
 - (i) CB が、生産物の安全面で高リスクとみなされる、前回の CB によるオンサイト審査では確認されなかった、または CB が観察したい新しく追加された生産物もしくはプロセスが関与しているという理由で、生産プロセスの特定の部分を観察するために、認証の有効期限よりも後に CB によるオンサイト審査を追加することを希望する場合。
 - (ii) CB が、資源的制約から一部の認証を延長する必要がある場合。
 - (iii) 制御不能な状況（不可抗力、例：自然災害、その地域における政情不安、健康上の理由による生産者の操業停止など）により、CB がオンサイト審査を行うことができなかったか、または生産者が審査を受けることができなかった場合。

著作権

© Copyright: GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH, Spichernstr. 55, 50672 Cologne, Germany.
変更を加えない場合に限り複写と配布を認めます。